

## 港区立精神障害者支援センターの管理運営に関する基本協定書の変更協定書

港区（以下「甲」という。）と港福・大星グループ（以下「乙」という。）は、令和3年6月1日付けで締結した「港区立精神障害者支援センター管理運営に関する基本協定書」（以下「原協定」という。）第51条の規定に基づく一部変更について、次のとおり協定を締結し、令和4年度分の指定管理料の清算から適用する。

1 原協定第31条第5項について、次のように改める。

5 次に掲げる場合には、実績に応じて清算するものとする。

（1）修繕費、光熱水費及び職員人件費について余剰金が発生したとき。

（2）実績が事業計画における見込みを下回ったことにより執行残額が発生したとき。

本変更協定の締結に証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和4年4月1日

甲 港区芝公園一丁目5番25号  
港区  
港区長 武井雅昭 印

乙 港区芝浦一丁目14番8号  
ベルハイム田町201号  
社会福祉法人 港福会内  
港福・大星グループ  
（代表団体）社会福祉法人 港福会  
理事長 伊藤ゆうみ 印